

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちは今、スポーツの未来に向かって解決しなければならないたくさんの問題を抱えています。少子化によって多くの野球チームは地区外と合併している、小学生のボール投げの距離は20年前に比べて10m以上短い、体育で投球動作を教えることが難しい、中学生の選抜チーム62%が野球肩肘の経験者でスポーツ障がいや断念する人が多い、競技を始める子供に基本動作が曖昧であること、保護者が我が子の障がいを未然に防ぐことが難しい、競技によって指導者の経験値が広く異なる。

この 20 年ぐらいの社会の変化の中で、育成指導の環境やサポート環境等、まちづくりなどに対応する形で、新しいスポーツタイプの活動が生まれています。こうしたなかで障がい予防の動作に関して未然に防ぐ知識の向上を図ったり、ボランティア活動としてサポートする環境を整えるために団体相互の連携（情報の共有や業務連携など）、企業・行政の市民活動団体支援制度の創出が急務となっています。

こうした状況下、山梨県における活動の推進を図るため、県内各地域相互の連携機能を中心にNPOスポーツ基本動作育成会を設立することとなりました。

NPO 法人スポーツ基本動作育成会は、民設民営形態で、企業や行政から自主自立で運営し、企業・行政からのNPO支援の窓口役を担います。また、NPO相互の連携機能、情報の収集・発信の共有機能、NPO法に関わる支援の実務などを具体的に実践する場として構想し設立します。

2 申請に至るまでの経過

2010 年 11 月野球部育成教室学習会に集まったメンバーにおいて、山梨におけるNPO支援組織の必要性が確認され、2013 年 12 月帝京平成大学池袋キャンパスにおいて学術者と連携を図る、2025 年 3 月 2 日小池龍次郎、他 11 名を発起人とする設立準備委員会が設立され、数回に及ぶ協議を重ね、設立趣旨書案を作成、山梨県軟式野球連盟や小中体連に協力を呼びかけ、甲府市教育委員会出前講座、甲斐市人材バンクに講師登録を行い、同年 3 月 2 日県内の野球・ソフトボール等の関係者からなる「NPO 法人スポーツ基本動作育成会」設立総会を開催し、特定非営利活動法人として山梨県知事に設立の認証申請を行うこととした。

2025 年 3 月 6 日

NPO 法人スポーツ基本動作育成会

設立代表者 住所 山梨県甲斐市長塚 601 番地 タウニィ 静 B 1 0 1

氏名 小池 龍次郎 印